

## 第1章 はじめに～計画策定の趣旨～

## 1. はじめに～計画策定の趣旨～

### 1-1 計画の背景と目的

札幌市の自転車施策は、平成23年（2011年）5月に策定した「札幌市自転車利用総合計画」（以下、「自転車利用総合計画」という）に基づき、自転車走行空間の明確化、駐輪対策の推進、ルールやマナーの効果的な周知と啓発などの、自転車利用環境の実現に向けた取組を進めてきました。

一方で、超高齢社会が到来し、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小や環境問題に対応した低炭素社会実現の必要性など、札幌市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

また、国では、自転車の活用による環境負荷の低減や災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなどの新たな課題に対応するため、平成29年（2017年）に自転車活用推進法を施行しています。同法では、地方自治体が地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた地方版の自転車活用推進計画を策定することが努力義務として記されています。

自転車の果たす役割は、自転車利用総合計画策定時から多様化しており、これまでの通勤や通学、買い物などの日常生活における身近な交通手段としての役割に加え、スポーツ・レジャーや健康増進、自転車観光、災害時の活用など様々な用途に広がりを見せています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人との接触を低減する移動手段として自転車の活用が関心を集めています。

これらの社会情勢や役割の変化に対応するため、札幌市では、自転車施策を総合的かつ効果的に展開することを目的とし、自転車利用総合計画をベースに「札幌市自転車活用推進計画」として再整理しました。これまでの施策の継続・拡充に加え、サイクルツーリズムや健康増進など、自転車利用の更なる多様化を見据えた施策展開を行うことで、安全・安心な道路交通の実現や、地域活性化、環境改善、SDGsへの貢献を図ります。

### 1-2 計画区域・計画期間

計画の対象区域は、札幌市内全域とします。

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）からおおむね10年間とします。

また、自転車に係る施策は、期間を区切らず継続的に実施するものや様々な検討や調整を行った後に実施するものなどが想定されることから、本計画の計画期間に限らず、将来的に検討することが想定される項目についても併せて記述します。

### 1-3 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法に基づく地方版の自転車活用推進計画として策定するものであり、自転車利用総合計画の施策と連携・整合を図りながら、北海道の条例や計画、札幌市の上位計画・関連計画における自転車の活用に関する考え方や新たな用途・課題に対応する施策を加え、再整理したものです。

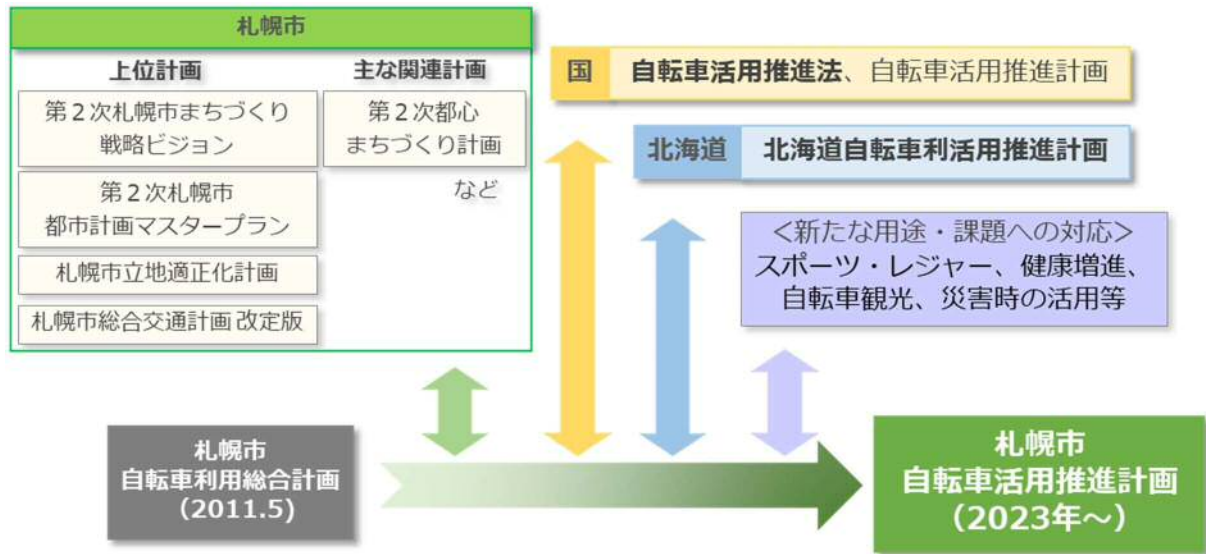


図 1-1 札幌市自転車活用推進計画の位置付け

## 1-4 札幌市の上位計画

札幌市の最上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンや、札幌市の交通に関する個別計画等を策定・実施する上での指針となる札幌市総合交通計画などの上位計画では、札幌市のまちづくりや交通施策に関する基本的な考え方がまとめられています。

### 1-4-1 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市まちづくり戦略ビジョンは、市民、企業、行政などの多様な主体が札幌市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくために、まちづくりの基本的な指針として策定するもので、令和4年（2022年）10月に策定したビジョン編では「目指すべき都市像」やこの都市像の実現に向けた「まちづくりの基本目標」を示しています。

<b>計画期間</b>	令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）
<b>計画内容</b>	<p>■ 目指すべき都市像 「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、 豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・札幌</p> <p>■ 自転車に関連するまちづくりの基本目標・目指す姿</p> <p>＜基本目標9 日常の安全が保たれたまち＞ 目指す姿3：交通ルールや自転車マナーが遵守され、事故の少ない安全な交通環境が実現しています。</p> <p>＜基本目標18 コンパクトで人にやさしい快適なまち＞ 目指す姿4：四季を通じて、誰もが快適に利用でき、環境にも優しい移動環境・手段が整備されることにより、公共交通を軸とした持続可能でシームレスな交通ネットワークが確立されています。</p>

## 1-4-2 札幌市総合交通計画

札幌市総合交通計画は、“「暮らし」・「活力」・「環境」を重視する公共交通を軸とした交通体系の実現”を計画の理念として掲げており、本計画の中で、自転車は利便性や経済性に優れ、健康的で環境にもやさしい移動手段として、公共交通機関を相互補完する重要な移動手段の一つに位置付けています。

<p><b>計画期間</b></p>	<p>平成 23 年度（2011 年度）～令和 12 年度（2030 年度）</p>
<p><b>計画内容</b></p>	<p>■自転車の位置づけ                  自転車はこれからの札幌市のまちづくりにおいて重要な移動手段であり、<b>公共交通機関を相互補完する移動手段の一つ</b>で、安全な利用環境を実現していくことが重要</p> <p>■現状・課題                  自転車利用者のルール・マナーの欠如や自転車の車道通行に対する自動車ドライバーの配慮が十分でないことなどが要因で、安全な歩行環境を阻害していることと、路上放置自転車により、歩行環境や景観の悪化を招いていることを課題としてあげている。                  札幌市都心部では民間によるシェアサイクル事業が展開されており、市民や観光客の行動範囲拡大や、公共交通機関の補完機能、放置自転車削減などの効果が期待されている。</p> <p>■自転車に関する今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都心部における自転車通行空間の整備</li> <li>● 自転車の利用状況に応じた地下鉄駅や JR 駅周辺の自転車通行空間の明確化の検討や、路線ごとの状況に応じて幅員構成の見直しを検討</li> <li>● 自転車の通行ルール遵守、利用マナーの向上に向けた啓発</li> <li>● 駐輪場整備や放置禁止区域の拡大、都心部の駐輪場の有料化、駐輪需要に応じた駐輪場附置義務条例の見直し検討などの総合的な駐輪対策を推進</li> <li>● 自転車活用推進法に基づく地方版自転車活用推進計画の策定に向けた検討</li> </ul>

## 1-5 国や北海道の動向

### 1-5-1 自転車活用推進計画

国では、自転車を取り巻く環境の変化を踏まえ、交通の安全や確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法を、平成29年（2017年）5月に施行しています。

また、平成30年（2018年）6月には「自転車活用推進計画」を策定し、法の基本理念や自転車を巡る現状の課題等を踏まえながら、自転車の活用推進に取り組むこととしています。

表 1-1 自転車活用推進法の概要

区分	概 要
目 的	基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進する
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的である等の特性を有すること</li> <li>・ 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと</li> <li>・ 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること</li> <li>・ 交通の安全の確保が図られること</li> </ul>
責 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国：自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施</li> <li>・ 地方公共団体：国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定、実施</li> <li>・ 公共交通事業者：国・地方公共団体が実施する自転車活用の推進に関する施策に協力</li> <li>・ 国民：基本理念の実現に向けて相互に連携を図りながら協力</li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自転車専用道路・自転車専用通行帯等の整備</li> <li>②路外駐車場の整備、時間制限駐車区間の指定見直し</li> <li>③シェアサイクル施設の整備</li> <li>④自転車競技施設の整備</li> <li>⑤高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備</li> <li>⑥自転車安全に寄与する人材の育成及び資質の向上</li> <li>⑦情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化</li> <li>⑧交通安全に係る教育及び啓発</li> <li>⑨自転車活用による国民の健康の保持増進</li> <li>⑩学校教育等における自転車活用による青少年の体力の向上</li> <li>⑪自転車と公共交通機関との連携の促進</li> <li>⑫災害時の自転車の有効活用体制の整備</li> <li>⑬自転車を活用した国際交流の促進</li> <li>⑭観光旅客の来訪の促進その他の地域活性化の支援等の施策を重点的に検討・実施する</li> </ul>
自転車活用推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府は、基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の措置等を定めた自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国会に報告する</li> <li>・ 都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努める</li> </ul>

表 1-2 第2次自転車活用推進計画（令和3年（2021年）5月）の概要

区分	概 要
位置づけ	自転車活用推進法に基づき策定する、我が国の自転車の活用に関する基本計画
計画期間	令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）
自転車活用の推進に関する目標および実施すべき施策	<b>目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進</li> <li>② 安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進</li> <li>③ 自転車通行空間の確保を促進</li> <li>④ シェアサイクルの普及を促進</li> <li>⑤ 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進</li> <li>⑥ 自転車のIoT化の促進</li> <li>⑦ 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備</li> </ul>
	<b>目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進</li> <li>⑨ 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出</li> <li>⑩ 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進</li> <li>⑪ 自転車通勤の促進</li> </ul>
	<b>目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫ 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致</li> <li>⑬ 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出</li> </ul>	
<b>目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑭ 高い安全性を備えた自転車の普及促進</li> <li>⑮ 多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及促進</li> <li>⑯ 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進</li> <li>⑰ 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施</li> <li>⑱ 学校における交通安全教室の開催等の推進</li> <li>⑲ 自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進（再掲）</li> <li>⑳ 安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進（再掲）</li> <li>㉑ 災害時における自転車の活用の推進</li> <li>㉒ 自転車損害賠償責任保険等への加入を促進</li> </ul>	

## 1-5-2 北海道自転車利活用推進計画

北海道では、平成30年（2018年）に北海道自転車条例を施行し、自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策の総合的な推進を図っています。同条例が掲げる理念の実現に向け、平成31年（2019年）3月には北海道自転車利活用推進計画を策定し、令和3年（2021年）3月には更なるステップアップを目指し、第2期北海道自転車利活用推進計画を策定しました。

これらの条例・計画に基づく取組として、自転車の持つ幅広い利点やメリットを生かした利用促進が図られるよう、条例の普及啓発や交通安全教室の実施をはじめ、海外からのサイクリスト誘客に向けたプロモーションの展開、自転車の利用促進のためのイベントの実施、自転車と自動車がお互いを思いやる道路環境づくりに向けたキャンペーンの実施などを展開しています。

表 1-3 北海道自転車条例（平成30年（2018年）4月）の概要

区分	概 要	
目的・基本理念	自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進 ①環境への負荷の低減 ②災害時の交通機能の維持 ③道民の健康の増進 ④自転車利用者及び歩行者の安全確保 ⑤サイクルツーリズムの振興	
基本的施策	①体制の整備 ②自転車交通安全教育の推進 ③普及啓発等 ④自転車専用道路等の整備 ⑤サイクルツーリズムの推進 ⑥財政上の措置	
責務・役割等	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な施策の策定・実施・市町村への助言等</li> <li>国、市町村、関係機関・団体との緊密な連携</li> </ul>
	自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令の遵守、歩行者・自動車等に十分配慮した利用、必要な点検整備</li> <li>乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着</li> <li>自転車損害賠償保険等への加入</li> </ul>
	自動車運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるよう配慮</li> <li>自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行</li> </ul>
	北海道民	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車の活用等の推進に関する理解</li> <li>関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識・技能の習得、環境への負荷の低減に資する利用、家庭・地域等における交通安全教育・啓発</li> <li>国、道、市町村の施策への協力</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動における自転車の活用等の推進</li> <li>事業活動において従業員等に自転車を利用させる場合には、関係法令の遵守</li> <li>乗車用ヘルメットの着用を推奨</li> <li>国、道、市町村の施策への協力</li> </ul>
	自転車関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車の活用等に関する機運醸成のための活動</li> <li>国、道、市町村の施策への協力</li> </ul>
保険等の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車小売業者：自転車損害賠償保険等に関する啓発等</li> <li>自転車貸付業者その他事業者：事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入</li> </ul>	



表 1-4 第2期北海道自転車利活用推進計画の概要

区分	概要		
計画期間	策定時（令和3年3月）から令和7年度（2025年度）まで		
北海道のめざす姿	誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる 環境に◎観光に◎健康に◎もっと、自転車北海道		
3つの視点と展開方向	視点	展開方向	施策
	もっと、自転車を 知る・使う	Ⅰ. 自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現	① 自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進
			② 自転車利用環境の整備の推進
	もっと、自転車を 安全・安心に	Ⅱ. 自転車を安全で安心して利用することができる環境の構築	① 交通安全教育の更なる推進
			② 自転車損害賠償保険等への加入促進の強化
			③ 災害時における自転車の活用
			④ 自転車利用環境の整備の推進（再掲）
もっと、自転車を 楽しく・快適に	Ⅲ. 北海道の特性を生かしたサイクルツーリズムの推進	① 国内外のサイクリストの誘客	
		② 北海道の特性を活かしたサイクリング環境の創出	
		③ 自転車利用環境の整備推進（再掲）	

### 1-5-3 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

人間活動に起る諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。また、札幌市は、2018年に内閣府から「SDGs未来都市」として選定されており、本計画では、17のゴールのうち「3-すべての人に健康と福祉を」「7-エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「11-住み続けられるまちづくりを」「13-気候変動に具体的な対策を」「17-パートナーシップで目標を達成しよう」が特に重要な視点となります。



出典：国際連合広報センター

図 1-2 持続可能な開発目標（SDGs）